

議案第 61 号

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する
条例の一部改正について

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の一部
を次のとおり改正しようとする。

令和2年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例の
一部を改正する条例

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例（平成
16年伊賀市条例第280号）の一部を次のように改正する。

別表1 使用料中

「

保険外併用療養費	長期入院料	長期入院の医療の必要性が低い患者で当院の入院期間が180日を 超えた場合の入院基本料（他の病 院から同一疾病で転院してきた 患者についても同様とし、厚生労 働大臣が定める状態にある患者 を除く。）	通算対象入院 基本料の100 分の15に相当 する額
	紹介なしの初 診料	他の保険医療機関等からの紹介 なしに受診した患者の初診に係 る保険外療養費	1,100円

を

」

「

選定療養費	長期入院時選 定療養費	長期入院の医療の必要性が低い患者で当院の入院期間が180日を超えた場合の入院基本料（他の病院から同一疾病で転院してきた患者についても同様とし、厚生労働大臣が定める状態にある患者を除く。）	通算対象入院基本料の100分の15に相当する額
	初診時選定療 養費	他の保険医療機関等からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。	5,500円
	再診時選定療 養費	他の保険医療機関等（当該保険医療機関等が病院である場合にあっては、その病床数が200未満のものに限る。）に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。	2,750円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。